

# 青森県報

第四千二百五十九号

平成二十九年  
二月八日  
(水曜日)

## 目次

### 規 則

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (人事課) …… 一

### 告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定…………… (高齢福祉保険課) …… 一

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定…………… (同) …… 二

特定行為業務の登録…………… (同) …… 二

障害福祉サービス事業者の指定…………… (障害福祉課) …… 三

### 公 告

児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定…………… (同) …… 三

公共測量の終了…………… (監理課) …… 三

### 公 安 委 員 会

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告…………… (県民生活文化課) …… 三

### 収 用 委 員 会

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示…………… (会計管理課) …… 四

### 雑 報

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則…………… (警務課) …… 四

公示送達…………… (監理課) …… 五

## 規 則

平成二十八年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計  
補正予算(第二号)ほか一件の要領…………… (新産業都市建設事業団) …… 五

平成二十九年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第三号

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年三月青森県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条の五第五号中「職員と同居している次に掲げる者」を「次に掲げる者(口に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。)」に改める。

### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第二条の五第五号の規定は、平成二十九年一月一日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

## 告 示

### 青森県告示第七十五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次

のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十九年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指定期日
株式会社ハピネスケア	弘前市大字清原三丁目三の二三	福祉用具貸与	株式会社ハピネスケア	平成 二九・二・一
株式会社ハピネスケア	弘前市大字清原三丁目三の二三	特定福祉用具販売	株式会社ハピネスケア	"
株式会社ハピネスケア	東津軽郡平内町大字山口字山口七五の一	福祉用具貸与	株式会社ハピネスケア	"
株式会社ハピネスケア	東津軽郡平内町大字山口字山口七五の一	特定福祉用具販売	株式会社ハピネスケア	"

青森県告示第七十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十九年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う所	指定期日
指定介護予防サービス業者				

株式会社ハピネスケア	弘前市大字清原三丁目三の二三	介護予防福祉用具貸与	株式会社ハピネスケア	弘前市大字清原三丁目三の二三	平成 二九・二・一
株式会社ハピネスケア	弘前市大字清原三丁目三の二三	特定介護福祉用具販売	株式会社ハピネスケア	弘前市大字清原三丁目三の二三	"
株式会社ハピネスケア	東津軽郡平内町大字山口字山口七五の一	介護予防福祉用具貸与	株式会社ハピネスケア	東津軽郡平内町大字山口字山口七五の一	"
株式会社ハピネスケア	東津軽郡平内町大字山口字山口七五の一	特定介護福祉用具販売	株式会社ハピネスケア	東津軽郡平内町大字山口字山口七五の一	"
株式会社ハピネスケア	東津軽郡平内町大字山口字山口七五の一	介護予防福祉用具貸与	株式会社ハピネスケア	東津軽郡平内町大字山口字山口七五の一	"
株式会社ハピネスケア	東津軽郡平内町大字山口字山口七五の一	特定介護福祉用具販売	株式会社ハピネスケア	東津軽郡平内町大字山口字山口七五の一	"

青森県告示第七十七号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十九年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇二〇〇一	平成 二九・二・一	医療法人 青仁会	八戸市大字赤坂一丁目三	介護施設 南山保健苑	八戸市大字赤坂二丁目一	平成 二九・二・一	介護施設 老人
〇二〇〇二	平成 二九・二・一	医療法人 なごみ会	北上市大字上北町三丁目三	機能型多 住居 住宅介護 事業 みまも の家	北上市大字上北町三丁目三	平成 二九・二・一	機能型多 住居 住宅介護

青森県告示第七十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十九年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指定年月日
社会福祉法人桜木会	社会福祉法人恵仁会	むつ市中央二丁目一三の一五	自立訓練（生活訓練） 就労継続支援B型	十和田市大字三本木字里ノ沢一六二 宿泊型自立訓練施設さくら苑 十和田市大字三本木字里ノ沢一四四の六	平成二九・二一
青森県告示第七十九号	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。				

青森県告示第七十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成二十九年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業を行う事業所	指定年月日
青森県告示第七十八号	社会福祉法人桜木会	むつ市中央二丁目一三の一五	自立訓練（生活訓練） 就労継続支援B型	十和田市大字三本木字里ノ沢一六二 宿泊型自立訓練施設さくら苑 十和田市大字三本木字里ノ沢一四四の六	平成二九・二一

株式会社かふう	五所川原市字中平井町二四の一	児童発達支援	かふうし	五所川原市字中平井町二四の一	平成二九・二一
株式会社かふう	五所川原市字中平井町二四の一	保育所等訪問支援	ていん	五所川原市字中平井町二四の一	"

青森県告示第八十号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関  
東青地域県民局
- 二 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 三 測量の期間  
平成二十八年八月八日から同年十二月二十六日まで
- 四 測量の地域  
青森市駒込地内

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十九年一月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人森のまなびや

三 代表者の氏名

大瀬 将司

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字千年三丁目六の二一

五 定款に記載された目的

この法人は、弘前市周辺地域の子供達に対し、自然観察会等体験型の事業を通じて、生物の多様性等の環境教育や心身の健康維持増進等を目的とした事業を行うことにより、子供達の自然環境保全への意欲を高め、健全な成長を推進することに寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）用資機材 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十九年一月十二日

五 落札者の名称及び住所

共立医科器械株式会社  
岩手県盛岡市愛宕町一五の九

六 落札金額

三千五百二十万八千円

七 落札者を決定した手続

入札参加資格審査において、購入物品に要求する性能等が満たされると判断された製品に係る入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十八年十二月二日

公安委員会

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年二月八日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

青森県公安委員会規則第一号

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則（昭和三十六年八月青森県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二中

沼館警察官駐在所 八戸市沼館一丁目八番二十一号

を

沼館警察官駐在所 八戸市沼館一丁目八番二十一号

に改める。

白山台警察官駐在所 八戸市南白山台二丁目五番二十六号

附 則

この規則は、平成二十九年二月十七日から施行する。

収 用 委 員 会

公 示 送 達

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定により裁決書の正本を送達するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第四条第二項の規定によることのできないので、同令第五条第一項の規定により公示送達を行う。

平成二十九年二月八日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

一 送達すべき裁決書の名称

平成二十九年一月二十七日付け裁決書（青収委第三十二号）

二 送達を受けるべき者

別表のとおり

三 送達すべき書類の保管場所

一の裁決書は、青森県県土整備部監理課内において保管しているので、いつでも

その交付を受けることができます。

四 その他

一の裁決書は、平成二十九年二月二十二日をもって送達があったものとみなされ

ます。

別表

氏 名	住 所
土地所有者不明 ただし、登記名義人 松山秀太郎	登記記録の住所 弘前市大字土手町30番戸 及び除籍謄本で判明した最終の住所 奥津軽郡青森町大字寺町120番戸

雑 報

青森県事業団公告第一号

平成二十九年一月青森県新産業都市建設事業団理事会第二百十二回定例会の議を経た平成二十八年年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算（第二号）ほか一件の要領を地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百九条第三項の規定により次のとおり公表する。

平成二十九年二月八日

青森県新産業都市建設事業団

理事長 三 村 申 吾

平成28年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算 (第2号)

平成28年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算 (第2号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80,031千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ217,055千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		千円 137,024	千円 80,031	千円 217,055
	1 臨海収入	136,141	80,032	216,173
	2 市川収入	883	△1	882
歳入合計		137,024	80,031	217,055

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業支出		千円 137,024	千円 80,031	千円 217,055
	1 臨海事業費	136,141	80,032	216,173
	2 市川事業費	883	△1	882
歳出合計		137,024	80,031	217,055

平成28年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計補正予算 (第1号)

(総 則)

第1条 平成28年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 平成28年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計予算第3条に定めた資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
支 出			
第1款 資本的支出	220,000千円	140,000千円	80,000千円
第1項 長期借入金償還金	220,000千円	140,000千円	80,000千円

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目  
青森一丁目  
番一  
森  
番一  
号  
県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目  
東奥印刷株式会社  
番七  
七  
号

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭